

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

新入生一部早期給付の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。

Q1 私立高等学校等へ令和4年4月に入学し、保護者等が千葉県内に在住していますか？

YES

NO

該当しません

Q2 就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？

YES

NO

該当しません

Q3 生活保護（生業扶助）を受給していますか？

YES

NO

Q4 保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？

YES

NO

該当しません

Q5 対象の高校生等は、通信制または専攻科の高校生等ですか？

YES

NO（全日制または定時制に在籍）

Q6 保護者等に扶養されている兄弟姉妹はいますか？

YES

NO

Q7 高校生等ではない15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹はいますか？

YES

NO

Q8 通信制または専攻科へ平成26年度以降に入学し、4月1日現在在籍している兄弟姉妹がいますか？

YES

NO

Q9 全日制または定時制へ平成26年度以降に入学し、4月1日現在在籍している兄弟姉妹がいますか？

YES

NO

Q10 対象の高校生等は、私立高等学校等に通う兄弟姉妹の中で最年長ですか？

NO

YES

33,650円

（年額）134,600円

【非課税世帯A】に該当

支給区分2非課税世帯Aの書類を御用意ください。

38,000円

（年額）152,000円

【非課税世帯B】に該当

支給区分2非課税世帯Bの書類を御用意ください。

支給区分1の書類を御用意ください。

13,150円  
(年額) 52,600円

支給区分3の書類を御用意ください

13,025円  
(年額) 52,100円

※1 全日制または定時制の私立高等学校等に平成26年度以降に入学し、4月1日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立高等学校等に弟妹のみの場合で、その弟妹が4月1日時点の休学等により給付金の対象となっていない場合は、Q10の回答は「NO」となり、支給額は38,000円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第1子を「非課税世帯A」として取り扱い、第2子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。）

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2155）まで御連絡ください。